

## 会計年度任用職員(短時間勤務講師)の勤務条件等の概要

令和8年4月1日現在

区分														
給与		給与の支給日…原則として毎月末日に支給されます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: right;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td><td style="width: 70%;">月額※2</td></tr> <tr> <td>週31時間</td><td>基礎額 加算後の上限額※1</td><td>209,120円 216,560円</td></tr> <tr> <td>週23時間15分</td><td>基礎額 加算後の上限額※1</td><td>156,840円 162,420円</td></tr> <tr> <td>週15時間30分</td><td>基礎額 基礎額</td><td>104,560円 108,280円</td></tr> </table>			月額※2	週31時間	基礎額 加算後の上限額※1	209,120円 216,560円	週23時間15分	基礎額 加算後の上限額※1	156,840円 162,420円	週15時間30分	基礎額 基礎額	104,560円 108,280円
	月額※2													
週31時間	基礎額 加算後の上限額※1	209,120円 216,560円												
週23時間15分	基礎額 加算後の上限額※1	156,840円 162,420円												
週15時間30分	基礎額 基礎額	104,560円 108,280円												
※1 給料月額等は、任用前の職歴により加算される場合があります。 週勤務時間数(1日7時間45分×勤務日数)に対して上記の月額が支給されます。														
※2 学級担任の場合等、職務内容によって報酬額に加算した額が支給されます。														
諸手当		通勤手当(相当) 交通機関(電車・バス等)利用の場合 上限 150,000円 交通用具(自動車・バイク等)利用の場合 上限 66,400円												
期末・勤勉手当		期末・勤勉手当(1年間任用の場合は年2回) 支給月数4.5月(年間合計) 1週間当たりの勤務時間数が15時間30分以上、かつ 6箇月以上の任用が見込まれる場合に支給されます。 また、在籍した期間に応じて支給されます。												
		※この他、特殊勤務手当、時間外勤務手当が実績に応じて支給されます。												
退職手当		適用されません。												
休暇		休暇 年次有給休暇(任用期間・勤務時間に応じた日数(時間数)が付与されます。) 病気休暇、夏期特別休暇など												
災害補償		公務災害 通勤災害 労働者災害補償保険(労災)又は高知県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(条例公災)の適用となります。												
雇用保険		1週間の勤務時間が20時間以上、31日以上の雇用見込みがある場合に適用となります。 一定期間内に複数回連続して同一「事業所」(下の※参照)に入離職を繰り返したことについてのハローワークからの照会に対して、再雇用予約がなかつた旨を回答して失業給付を受給した後、再度、当該照会に係る「事業所」に再就職したときには、失業給付の返還等をしなければならない場合がありますのでご留意ください。												
社会保険等		※ 臨時教員の採用に係る「事業所」とは、以下のとおりです。 小学校及び中学校:全ての公立小学校及び公立中学校が一つの事業所として扱われます。												
医療保険 ・厚生年金		1週間の勤務時間が20時間以上、給料月額88,000円以上、雇用期間が2ヶ月を超える場合に適用となります。 医療保険:公立学校共済組合の健康保険が適用されます。(○) 厚生年金:日本年金機構の第1号厚生年金が適用されます。(○) ○… 2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者であって当該期間を超えて雇用されることが見込まれない者は、医療保険、厚生年金の適用はありません。 1週間の勤務時間が20時間未満の場合、上記の医療保険、厚生年金は適応されません。												